

■所得制限限度額表

扶養親族などの数	障がい者・65歳以上障がい者 精神障がい者		一人親家庭等		子ども	妊産婦
	本人所得額	配偶者および 扶養義務者 所得額	本人所得額	扶養義務者等 所得額	保護者所得額	本人および 配偶者等所得額
0人	3,604,000	6,287,000	1,920,000	2,360,000	6,220,000	6,220,000
1人	3,984,000	6,536,000	2,300,000	2,740,000	6,600,000	6,600,000
2人	4,364,000	6,749,000	2,680,000	3,120,000	6,980,000	6,980,000
3人	4,744,000	6,962,000	3,060,000	3,500,000	7,360,000	7,360,000
4人以上	1人増える ごとに 380,000円を 加算した額	1人増える ごとに 213,000円を 加算した額	1人増えるごとに 380,000円を加算した額		1人増えるごとに 380,000円を加算した額	

※一人親家庭等医療費は、同居する家族も所得制限の対象になります。
 ※各種控除があるため、所得額については目安としてください。

9月1日から所得制限が緩和され、
 これまで該当しなかった人も新たに
 受給できる場合がありますので、受
 給資格の有無など、詳しくは問い
 合わせください。

■対象者および助成対象額

医療費助成の種類	対象者	助成対象額(保険診療分)
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳の交付を受けている人(1級～3級) ●療育手帳の交付を受けている人(A・B1)または、知能指数が50以下と判定された人 ●精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(1級) 	入院・通院時の自己負担額 ※精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人については通院時の自己負担額
65歳以上障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者の条件で、後期高齢者医療制度の被保険者である人 	
一人親家庭等	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳の年度末までの子どもを養育している配偶者のいない母または父、およびその子ども ●父母のいない18歳の年度末までの子ども ●父母のいない18歳の年度末までの子どもを監護している配偶者のいない人 ※18歳の年度末までの子どもとは、18歳になった日以降の最初の3月31日までの子どものこと	入院・通院時の自己負担額
子ども(0歳～小学生)	<ul style="list-style-type: none"> ●12歳になった日以降の最初の3月31日までの子ども 	
子ども(中学生)	<ul style="list-style-type: none"> ●12歳になった日以降の最初の4月1日から15歳になった日以降の最初の3月31日までの子ども 	入院時の自己負担額
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠5カ月以上の妊産婦 	入院・通院時の自己負担額から1つの医療機関で1カ月当たり1,500円を控除した額。ただし、調剤薬局は自己負担額。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(1～2級)で、本人および扶養義務者等が本市の区域内に引き続き1年以上居住しており、指定病院(精神科)に継続して90日を越えて入院している人 	指定病院(精神科)入院時の自己負担額の2分の1

※加入する健康保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その額を除きます。

※保険診療以外のものおよび入院時食事療養費の標準負担額は対象になりません。

問い合わせ 医療助成室 ☎229-3158 FAX229-5001

各総合支所市民福祉課(市民課)または各出張所(アストプラザ、久居駅前出張所を除く)